

議案第 53 号

大牟田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 9 月 1 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市手数料条例の一部を改正する条例

大牟田市手数料条例（平成 12 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 13 の 6 の項を削り、同表の 13 の 7 の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）」に改め、同項を同表の 13 の 6 の項とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カードが廃止されたことに伴い、関係規定その他所要の規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。